平成２３年（フ）第２１号
新潟県村上市田端町３番45号　グッドヒルズ村上207
債務者　佐藤　鈴恵
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第７３５号
和歌山市粟258番地の１　レジデンス粟101号
債務者　辻内　英里（旧姓浅松）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１号
和歌山県橋本市市脇４丁目４番23号　サンホーム２号棟２Ｆ３
債務者　三浦加代子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１８号
和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地５県営住宅９棟４階159号
債務者　山門　清美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３２号
和歌山市新生町４番９号
債務者　寺本レイ子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３７号
和歌山市田尻69番地の７、住民票上の住所和歌山市有本485番地の17
債務者　津田　卓朗
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３８号
和歌山市秋月62番地の11　メゾン秋月103号
債務者　髙橋　宏樹
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４１号
和歌山県岩出市山747番地の11
債務者　三宅　崇文
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４２号
和歌山県橋本市学文路286番地の１
債務者　中村　雅洋
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３号
和歌山県有田郡有田川町大字熊井１番地２
債務者　吉本　弘行
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５４号
和歌山県有田郡有田川町大字熊井１番地２
債務者　吉本　友紀
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５５号
和歌山市塩屋５丁目１番７号　下川マンション202
債務者　中川　和子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８４号
広島市南区皆実町５丁目10番32号　岡崎方
債務者　世羅　　斎
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４８号
山口県下松市大手町１丁目４番19号、前住所山口県光市虹ケ丘６丁目12番26号
債務者　村上　禎之
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第６号
山口県下松市栄町１丁目１番５号ラフィネ栄町101号、住民票上の住所山口県光市大字小周防858番地
債務者　松崎　光紀
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第５０８号
香川県高松市田村町636番地、住民票上の住所香川県高松市勅使町1150番地１市住５―61
債務者　淺井　貞夫
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５０９号
香川県高松市田村町636番地、住民票上の住所香川県高松市勅使町1150番地１市住５―61
債務者　淺井キヨ子（旧姓仁木）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係